

2019年度 語学検定料補助 募集要項

国際交流教育センターでは、追手門学院大学教育後援会の助成を受け、皆さんが受験される語学検定の検定料を下記のように補助します。

なお、本事業は追手門学院大学教育後援会会員のご子弟を対象としているため、大学院生は対象となりませんので、注意してください。

記

<申請資格>

申請時において、追手門学院大学に在学する最短就業年限内の正規学部生であること。

<補助対象>

2019年4月～2020年1月に実施される以下の語学検定の検定料

(*2020年2月以降に実施される語学検定については対象としない。)

(1) 英検 (日本英語検定協会の「実用英語検定」)

準2級以上に合格した者に対して検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格した場合でも補助は1回限りとする。

(2) TOEIC®

在学中に1回目の申請は415点以上取得者を対象とし、検定料を全額支給する。2回目以降の申請については、直前回の申請時の点数より以下の条件で点数が上昇した場合に全額支給とする。なお、補助対象は「TOEIC®公開テストのみ」とする。

申請1回目の点	以降の点
415～440	100点以上アップ
445～470	90点以上アップ
475～500	80点以上アップ
505～530	70点以上アップ
535～560	60点以上アップ
565～590	50点以上アップ
595～620	40点以上アップ
625～650	30点以上アップ
655～700	20点以上アップ
705点以上	10点以上アップ

(3) TOEFL iBT®

在学中に1回目の申請は33以上のスコア取得者を対象とし、検定料を全額支給する。2回目以降の申請については、直前回の申請時より15以上スコアが上昇した場合に全額支給とする。

(4) IELTS® (International English Language Testing System)

在学中に1回目の申請は、オーバーオール・バンド・スコア3.0以上を対象とし、検定料を全額支給する。2回目以降の申請については、直前回の申請時より、1.0以上スコアが上昇した場合に全額支給とする。

(5) ドイツ語技能検定試験

4 級以上に合格した者に対し、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(6) 実用フランス語技能検定試験

4 級以上に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(7) 中国語検定試験

4 級以上に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(8) HSK 漢語水平考試

2 級以上に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(9) ハングル能力検定試験

4 級以上に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(10) 韓国語能力試験 (TOPIK)

2 級以上に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(11) 漢検 (日本漢字能力検定協会の「日本漢字能力検定」)

外国籍を持つ学生 (但し、在留資格「永住者」は除く) で準 2 級以上に合格した者に対し、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(12) 日本語能力検定試験

N1 に合格した者に対して、検定料を全額支給する。ただし、在学中に同一級に複数回合格しても補助は 1 回限りとする。

(13) BJT ビジネス日本語能力テスト

外国籍を持つ学生 (ただし、在留資格「永住者」は除く) を対象とする。在学中に 1 回目の申請は 420 点以上を対象とし、検定料を全額支給する。2 回目以降の申請については直前回の申請時の点数より、以下の条件で点数が上昇した場合に全額支給とする。

申請 1 回目の点	以降の点
420~450	80 点以上アップ
451~480	70 点以上アップ
481~510	60 点以上アップ
511~540	50 点以上アップ
541~570	40 点以上アップ
571~600	30 点以上アップ
601 点以上	20 点以上アップ

1. 募集期間

2019年4月22日（月）～2020年2月21日（金）17時まで

なお、上記の募集期間にかかわらず、予算がなくなり次第（申請締切日前であっても）募集を停止することがあります。その場合はUNIVERSAL PASSPORTの掲示等で通知します。

2. 募集人数

特に定めはなく、予算がなくなり次第、募集を停止する。

3. 申請方法

以下の書類を揃えて、国際交流教育センター（安威キャンパス：1号館地階、総持寺キャンパス：2階）に申請してください。

受付時間は9：15～17：00（平日のみ／土曜日は受付できません）

- (1) 2019年度追手門学院大学語学検定料補助申請書(本学ホームページからダウンロード可、国際交流教育センターにも用意しています)

ダウンロード URL：<https://www.otemon.ac.jp/cis/abroad/attached/form.html>

- (2) 学生証の原本及びコピー（表面のみ）

- (3) 合格証、公式認定証などの原本及びコピー

(注：「合格」や「点数」が表記されているページをコピーすること)

- (4) 検定料の金額が記載されているもの（支払領収書、振込用紙、ネット申し込みの場合は申込み画面など）のコピー

- (5) 受け取りを希望する本人名義の金融機関の通帳のコピー

(注：銀行名・支店名・口座番号・名義人氏名が表記されているページをコピーすること。

ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、他金融機関からの受取口座の記載があるもの)

※申請にあたっては、1枚の申請書で複数の試験の申請が可能です。その場合は、それぞれについて(3)及び(4)の書類を提出してください。

(例) 英検準2級とTOEIC420点など。

4. 補助金の取り消し及び返還について

次のいずれかに該当する場合は、補助金を取り消します。なお、すでに補助金を受領している場合は、その全額の返還を求めます。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき（当該年度を以って退学を予定している場合も含む）
- (2) 学則による懲戒を受けたとき
- (3) 申請後に虚偽が判明したとき
- (4) その他、国際交流教育センター委員会において、適当でないと判断したとき

5. 問い合わせ先

国際交流教育センター（茨木安威キャンパス：1号館地階）TEL.072-641-9631

（茨木総持寺キャンパス：オフィス2F）TEL.072-697-8162

以上